

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市長

(2) 知識経験を有する者

(3) コミュニティ運営協議会（宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（平成17年宗像市条例第63号）第37条に規定するコミュニティ運営協議会をいう。）の代表

(4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解職されるものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

5 市長がやむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、市長の指名する職員の出席をもって、市長の出席に代えることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(出席の要求)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に協議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部地域安全課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。